

平成20年3月
勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成20年3月11日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第6号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算

議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算

第2 休会の件

開 議

平成20年3月11日(火) 午前10時00分開議

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長(末吉定夫君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。なお、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算につきましては、既に質疑が終了しておりますので、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括して質疑を行います。

質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は、187ページから359ページであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番(児安利之君) 国民健康保険特別会計であります。ご存じのように4月1日から後期高齢者医療制度が始まることと相まって、いろいろな形で、ある意味、大幅に変更が出ているというふうに思うんです。

まず第一に国保でお聞きしておきたいことは、今度の後期高齢者医療制度が始まることに関して、国民健康保険税条例の一部改正が出てきているわけですが、この改正の内容が、一つは年金受給者に係る特別徴収が始められると、こういうことですね。年金受給者のうち国保税を年金から天引きする、そういう特別徴収ということが行われる。そういう中で、年金給付額が18万円以上、こういうことですね。2番目としては、国民健康保険加入世帯の世帯主と加入者がすべて65歳以上75歳未満だから、65歳から74歳までである人がその対象になるんだと。介護保険料の特

別徴収者が年金天引きの該当だと。介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金給付の2分の1を超える場合には特別徴収をしないよと。超えない場合にするんだと、こういうことだと思うんですが、念のために、そういう内容で今回始まって、予算立てがされてきているというふうに見ていいのか。

条例改正が今後さらに予定されていると思うんですね。一つは保険税の算定、後期高齢者支援金が追加されるわけで、そういう意味で後期高齢者医療制度の創設に伴って平成20年度から国民健康保険税の算定方式を変更すると。つまり、現在の保険税は医療分と介護分を合わせて、40歳から64歳までを賦課しているけれども、平成20年度から新たに後期高齢者支援金として、それを合算して賦課すると、こういう話ですね。賦課の限度額がそれに伴って変更されると。現在の賦課限度額が医療分が56万円、介護分が9万円合わせて67万円であるけれども、平成20年度からは医療分が47万円とし、介護分9万円、合わせて56万円。それに今度、後期高齢者支援分12万円となりますと、56万円足す12万円だから68万円というふうに限度額が変更されると。こういうことが近々やられるというふうに聞いています。

保険税の減免の関係も社会保険などに加入している被保険者本人が後期高齢者となった場合には、国民健康保険に加入する65歳以上の被扶養者が2年間に限り、一定程度の軽減措置があるとか、あるいはその他軽減措置があると、こういうふうなことが条例改正であるんだということなんですけど、その点については現時点ではそれは今度の予算立てには入っていないんじゃないかと思うんですが、もちろん条例改正があつて、そういうことになるかと思うんですが、それはどの時点でそういうことになるのかというのが第1番目。

現時点での後期高齢者医療制度に移行した関係で、75歳以上の者が国保から全部離れちゃうわけですから、相残った74歳までの国保加入者によって運営される国民健康保険事業の財政的な問題。ある自治体では、75歳以上が抜けることによって、相当の被保険者の負担増が出てきている状況もあるわけです。かなり深刻な場合も出てきている。勝浦市の場合は、この後期高齢者医療制度に75歳以上が移行することによって、勝浦市の国民健康保険事業の運営に当たって、その財政的なプラスマイナスはどういうふうになるのかということをお聞きしたい。

そうすると、前年対比で被保険者に対する課税は平成19年度対比でどのようになって、予算段階でどのように立てたのか。この辺についてもお尋ねをしておきたいということでもあります。

これも一般質問でやったんだけど、特定健診や健康相談の受診を保険者は義務づけられる。被保険者は任意だと。やってもやらなくてもいいと。しかし、保険者においては、その義務づけられた事業を一定の水準まで遂行しなければいけない。受診率を上げていかなければいけない。それは一般質問でやったように、現在12~13%しか受診率がないのに65%とか、それは5年後の話ですが、当面、来年度でも20%ぐらいに引き上げるんだという話がありました。もし受診率が低かったりした場合には、国からの一定のペナルティーが課せられるという話もある。それはどういうペナルティーなのか。また、どれほどの受診率でなければペナルティーが課せられていくのか、その辺についてもお尋ねをしておきたい。それが国保であります。

国保の直診施設勘定なんですけど、これは国保運営協議会で議会選出の同僚議員からも発言があったわけなんですけど、建設の問題なんですけど、当初は平成19年度に設計が終わって、平成20年度早々から当初予算で始まるというふうなニュアンスの計画であったんですが、これが当初にはのっけておらないと。これはどういうことなんだということが意見として出されていまして。それ

に対する一定の説明はあったのだが、当初でのっけてこなければ、いつ、どのような形でやられていくのか、この点についても一言質問をしておきたい。

次に、介護保険で1点だけ聞いておきたいのだが、私、去年の一般質問で65歳以上で介護認定を受けている人の確定申告における障害者控除対象者の認定ということについて、県下の各市町村でもかなり積極的にこれをやっているところがあれば、そうでないところもあるのだが、勝浦市はやるのかという質問に対して、来年度から、3月15日、土日が挟まるので今年は17日まで、この申告に向けて準備をしてやりますよという答弁があった。その答弁のとおり、対象者に対して65歳以上で介護認定を受けている方の障害者控除対象者認定を始めますということで1枚の通知文が、おそらく該当者全員に郵送されたか、手渡しされたか知らないけれども、やられていると思うんです。そういう点では早速取り組んでもらったということで評価しているところですが、市では介護保険制度の要介護認定を受けている65歳以上の方で身体障害者手帳等をお持ちでない方を対象に、障害者控除対象者認定を申請により受け付けますと。認定された場合は、平成19年度分所得税、平成20年度分住民税から障害者控除が受けられます、申請される方は印鑑を持参の上、福祉課窓口へおいでくださいと。あと認定の要件とか注意事項とか文書があります。まず最初に、どういう範囲にこの該当者に何通配られたのか。その結果、現時点で何件ぐらいの障害者控除の対象者としての認定が受けられて、それが適用になっておるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

次に、新たに新年度から勝浦市後期高齢者医療特別会計が設定されるわけですが、これについて、今までの国民健康保険の被保険者が何世帯、何人おるのか、数字は何回も出ておりますけど、今ここで再度改めてお聞きしておきたい。さらに、そこから75歳以上が後期高齢者医療制度のほうに何人、何世帯抜けていくのか、それについてまず最初にお聞きしたいと思います。

この75歳以上の方々の所得なんですけれども、どの程度の所得の人たちが抜けていっているのかということですね。収入に置きかえてもいいんですが。つまり、全体の人数の中で年収何万円未満がどのくらいとか、そういう一定の区分けの中で所得の階層を答弁いただきたい。

そういう中で、今、一番大きな問題の一つになっている勝浦市が普通徴収の場合は肩がわりするわけです。保険証の交付も恐らくやると思うんですけど、そういう中で、今まで国保の場合には原爆被災者とか、あるいは老人とかについては、仮にそこにいろんな理由の中で税が滞納されておったとしても、国保の場合は保険証の取り上げということはやらないということになっていたんですね。ところが、今度の後期高齢者医療制度の場合は、そういう要件がないわけです。保険料を払わなければ、保険証は取り上げ、資格証あるいは短期保険証になっていくのか知らないけれども、とにかく取り上げが厳然としてそこにあるわけです。これ一つとったって、後期高齢者医療制度の無慈悲さというか、年寄りいじめというか、そこに一つのあれがあるんですけども、勝浦市が直接千葉県広域連合からその仕事を委任される、あるいは委託された場合に、その辺をどう扱うのか。紋切り型でどんどんそのことをやっていくのかやっついていかないのか。私は、絶対それは許されないというふうに思うのだが、それに対する質問の中でも、むやみやたらに紋切り型ではいきませんよという答弁もかつてあったけれども、ここで改めてそのことを確認しておきたいと思います。

最後に水道事業会計なんですけど、今回聞いておきたいのは収益的収支なんですけど、予算説明書の347から348ページにかけて、348ページの支出で原水及び浄水費4億4,670万1,000円ですね。そ

れと、次の支出における原水及び浄水費の中で、351ページ、28節受水費、南房総広域水道企業団からの受水費2億7,324万3,000円あるわけですね。そうすると、原水及び浄水費の4億4,600万円と2億7,300万円を対比すると、原水及び浄水費の総額に対して約半分の額が広域水道から受けている受水費の額として計上されているわけですね。これは今年度だけではなくて、これは前から大体こういうことになっているんですけど、言いたいのは、南房総広域水道からの受水と原水及び浄水費は、それも含む直接広域水道から受水している水との若干の違いはあります、売の水をつくっていく上での経費もあるからね。あるにしても、あらあら大枠で言えば、約半分は供給する水を南房総広域水道から受けていると。約半分以上を自前でやっていると、こういう勘定になるかと思うんだが、そういうやり方というか、供給水をどこからどう求めてくるかというのは、こういうパターンで今後も引き続きやっっていこうとしているのか。あるいは、自前の水の率をもっとふやして、広域水道を減らして、あるいは、その逆に広域水道をふやして自前を減らして、一定の将来的展望の中で、どういう方向で、あるいは現状のままで、管理者の運営に、あるいは勝浦市上水道経営に対する考えとして持っているのか、その辺についてお尋ねをしておきたいと思います。

2点目として、たしか530万円計上で経営分析の委託事業がどこかにのっていたと思うんですが、これは勝浦市の水道事業の将来にわたってのための予算計上だと思うんだが、改めて聞いておきます。大体予想がつかますが、329ページ、開発費ですね。勝浦市水道事業基本計画作成事業は、何が主な目的で今年度計上してきたのか。水道事業基本計画の作成でありますから、この基本計画というのは中身的にはどういうことなのか。将来の勝浦市水道事業の経営分析まで立ち至って行っていくのか。その分析の結果、どういう事業の運営をしようとしているのかという中身も含めての基本計画の作成なのか、お聞きしたい。

これは一定の水コンサルタントの専門家によって作成させるために委託してつくり上げていこうとしているのか、あるいは自前でやろうとしているのか。あるいはまた、それに合わせて県水の専門家などに依頼するとか、いろいろ手法あると思うんだが、全くのコンサルにお任せででき上がったものを自分たちで見ると。データはもちろん出すだろうけど、どういう形でこの基本計画の作成をしようとしているのか。

私はみずからが取り組んで基本計画をつくっていくということが大事だろうと思うんです。そういうことをしないから、やれ、駅裏開発の話とか、できもしないものが絵としてどんどんつくられたり、観光事業の計画は自治体の名前を変えればどこでも通用するような計画が出てきてみたり、全部とは言いませんが、往々にしてそういうものがつくり上げられるというのが今までに往々にしてあったことなので、どうせやるならそういうことのないように、その辺についての答弁をお願いしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、お答え申し上げます。大分件数が多いので、もし漏れましたら、ご指摘のほう、お願いしたいと思います。

まず、年金受給者にかかわります天引きということで、先ほど議員のほうからいろいろ4点ほどご提示がございまして、議員おっしゃるとおりで、それでよろしいかと考えます。

次に、条例改正の関係なんですけれども、今回、補足説明の際にも申し上げましたけれども、予算と条例案がねじれ現象みたいな形で合致してないと。このことにつきましては、ご承認いた

だいて、ご審議のほうをお願いしたいと思っておりますが、まず、支援金の追加、あと限度額の改定、これにかかわりましては、先ほど議員ご指摘のとおりでございます。今現在、医療分として56万円となっておりますが、今度は支援金が医療分から分離するような形になりますので、そうなりますと、医療分で47万円、支援金分で12万円、介護につきましては変更なしということで9万円というような形で予算のほうは盛り込んでございます。まだ政令が出ておりませんので、最終的に決定というわけにはまいりませんが、情報からいたしますと、まず間違いなく限度額につきましてはその通知で公にされるものと考えております。

そのほかに平等割世帯の軽減とか、先ほど申しましたように65歳以上の被扶養者の方であった方が国保に加入した際の軽減措置につきましては、被扶養者の方の軽減措置については申請減免の方向で行われるようでございますので、状況によりましたら、条例改正までは必要なく、現在の税の減免申請の条例の中で対応できるかもしれません。その辺、まだ十分見きわめてございませんので、その辺が明らかになった時点で再度詰めまして、その辺の対応をいたしたいと考えております。

もう一点の平等割世帯の減免に関しましては、これは政令のほうで出されるような状況でございますので、これにつきましては条例案のほうを限度額の改定と合わせましてご提案申し上げなければいけないかという形で、現状におきましては考えております。

どのような時点で対応するのかということでございますけれども、従来、本算定につきましては7月に臨時会を開いていただきまして、それで審議のほうをお願いしておりましたけれども、今度は特別徴収が始まりますと、7月には特別徴収をしていただく社会保険庁なり各種年金の支払いをする機関に通知をしないといけませんので、6月までには決定をいたしませんと、10月から年金天引きができないというような形になりますので、私のほうといたしますれば、6月までには条例議案等、状況によりましたら予算のほうも一部さわらないといけないと思っておりますけれども、この辺を調整して、ご提案申し上げたいと考えております。

国保事業の財政状況ということで、これは後期高齢者移行に伴うプラスマイナスということでございますけれども、今回の制度改正に関しましては、これも補足説明の際に申し上げましたけれども、後期高齢者医療制度の創設だけにかかわらず、先ほど議員ご指摘のございましたように、特定健診の保険者への義務化、また、退職者医療制度の廃止、これは経過措置がございますので、平成26年度までは一部65歳未満の方々が残るといったような状況にございますけれども、そういうものを含めて制度改正が行われておまして、国保サイドといたしましては、これについてはこれ、これについてはこれという形で、正直な話、なかなか区分けができないという状況にございます。

財政状況的には、一応、非常に粗い計算なんですけれども、国保への影響ということを考えますと、大体1,800万円、逆にマイナスというような形で試算はされました。ただ、あくまでも対比の問題がございますので、また、法律が平成20年4月からというような形になっておりますので、平成20年3月分にかかわります診療分は旧制度で行うということになりますから、早く言ってしまうと、新制度の適用が11カ月分ということになりますので、この辺の対比も決算が出てみませんと適正なる数値というものがなかなか出せないんですけれども、粗い計算で行いますと、大体2,800万円、国保とすれば増加というような形になってきます。一般会計への影響という形も、これも非常に粗い計算ですが、考えますと、大体1,600万円の逆に軽減が図れているのではないかと

いう形で見込んでおります。

次に、特定健診のペナルティーの関係ということでございますけれども、これは単純に考えますと、支援金というのが、今回は11カ月分でございますので、勝浦市のほうには2億数千万円という形で提出のほうさせていただいておりますが、単純に考えますと、大体3億円という形で見込んでよろしいのではないかなと私のほうは考えております。計算いたしますと、プラスマイナス1割ですから、3,000万円という形になりますので、上げ下げで申しますと6,000万円、それが影響として考えられるということでございます。

税の状況ということで、今回のこの議員のご質問が国保の制度全般ということでとらえさせていただきますので、これにつきましては非常に粗い数字でございますが、私のほうでご答弁のほうを申し上げます。細かい部分については精査しておりませんので、ひとつご容赦いただきたいんですが、税の状況といたしましては、所得で9億7,000万円ほど後期高齢者の方々の異動に伴いまして減るといような形で見込んでおります。試算につきましては大体8,000万円、この辺が異動するのではないかとという形で対比をさせますと、数値とすれば、大まかなんですけれども、その辺での影響があるという形で考えております。

次に、直診の建設の問題でございますけれども、これにつきましては、議員、先ほど申し述べておられましたように、国保運営協議会の中で当初予算にのってないのはどうしてかという形で確かにご質問を受けました。この件につきましては、設計につきましては平成19年度の当初予算に計上させていただいております、当然に現在、執行の途中過程ということでございますけれども、実は皆様方もご承知のこととは思いますが、私の聞くところでは、昨年5月ぐらいに元診療所長でございました熊谷医師が退職のような意向をほのめかしたということをお聞きしておまして、そういうものを考えますと、医者がいないのに診療所の建設となつたとしても、正直な話、どうするのかという形で担当サイドとすれば、一応考えました。

しかし、医師の確保ということにつきましても、医師がおやめになるということが確かな情報であるということでありましたら、当然に診療行為に影響が生じないようにお医者さんのほうも探さなきゃいけないということで、市長といろいろ各方面に、また、関係者の方々にいろいろご努力を願ったわけでございますが、そういうこともございまして、設計業務を入札のほうに事務が移行できなかったというのが正直なところでございます。また、その後、入札を行って千葉設計というところをお願いすることになったわけでございますけれども、その内容につきましては、新任の先生にもある程度意見というものを聞いたほうがいいんじゃないかというお話もございまして、そうなりますと、新任の先生が決まるという形になりますと、12月ぐらいにある程度その辺の意思の統一ができてきたというふうに考えますと、当然に設計業務を実質的に施行するのが1月になってしまうという形になりまして、契約書では3月25日だったと思いますが、25日が完成というような形になっておまして、今回の当初予算に計上するに当たりましては、吟味する時間がどうしてもないということでありますので、これにつきましてはやむなく6月補正を現段階におきましては予定をいたしている状況でございます。

次に、後期高齢者のほうへの移行者ということなんですが、大変申しわけないんですけれども、世帯数等についてはつかまえてはおりません。私のほうの予算数値では3,722人というものを使用させていただいております。内容といたしましては、国保で2,612人で、差し引きしますと社保で1,110人という形で私のほうは現状におきましてはつかまえております。

収入の移行なんですけれども、収入の移行につきましては、先ほど国保のほうでご答弁いたしました所得では約9億7,000万円、資産では約8,000万円ということでご理解をいただきたいと思っています。

被保険者証の取り上げの関係でございますけれども、これにつきましては一般質問のほうでご答弁申し上げた記憶がございますが、あくまでも機械的に発行するのではなく、各被保険者の事情に応じた対応をするようにということで、私のほうも市長を通じまして、広域連合のほうに意見も申し上げてございますし、また、近日、国の会議があった資料を見ますと、国の職員のほうもあくまでも機械的に対応するのではなく、個々の事情に応じた対応をするようにというような趣旨の内容を私も見ておりますので、したがって、国、地方を通じて、先ほど言いましたように、機械的な対応ではなく、資格証明証の発行につきましては、あくまでも各被保険者の事情に応じた対応をするようにということで、私のほうも理解をいたしております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 介護認定を受けている方への65歳以上の方の障害者控除ということでございますが、この件につきましては、昨年11月、広報によりましてこの手続が可能だというような趣旨の広報を行ったところでございます。福祉課で窓口となりまして申請をいただき、対象となる方に書類を発行して、それを添付し、控除対象にするというような流れでございます。

現在の状況でございますが、21人の方から申請がございまして、そのうち18人の方が控除対象という認定をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めに、南房総広域水道企業団からの受水と自前でつくる水を含めまして、全体的な水道事業の運営方針ということのご質問だと思うんですが、将来的な受水と自己水との関係につきまして、さまざまなパターンが考えられます。南房総広域水道企業団からの受水につきましては、料金の関係から受水量を多くすればするほど市の水道事業財政に与える影響が大きいですという構造になっております。このことから、現状で縮減できる範囲で受水の減量申し込みを先般いたしましたところではありますが、ほかの団体からの増量申し込みがなかったために、これは実現しておりません。また、広域水道企業団につきましては、先般、大多喜ダム建設を中止するという決定がなされまして、これにより将来的な送水量の枠が決まった状況でもあります。

一方で、市の施設状況につきましては、浄水施設、特に主な施設といたしまして、松部浄水場、佐野浄水場、これらの基幹的な施設がかなり老朽化が進んでおります。今、需要が減少している中にありまして、能力的には過大な状況となっているところでございます。

ご質問の現状でどういう方針かということにつきましては、大変難しい問題ではありますが、一般論で申し上げますと、危機管理上等、総合的な観点から広域の水源、また自己水源と二本立てで両方の機能を有効に活用するのが適当ではないかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、将来の施設更新も含めまして、水道施設全体のネットワークと水道経営の経営分析も含めました総合的な、また長期的な比較検討等の中から、その辺の有効な方策を見出すべきではないかというふうに考えております。

次に、2点目の開発費の予算計上でございますが、これにつきましては将来的に主に老朽化し

た水道施設の計画的な更新及び水道事業経営計画をつくろうという目的で、平成20年度及び21年度、2カ年にわたりまして作業を計画しているところでございます。全体で1,000万円、平成20年度分につきましては530万円を資本的支出の開発費に計上させていただきました。

この目的、また中身、委託方法等のご質問でございますが、本市の水道事業につきましては、事業創設認可は昭和10年と県下42末端水道事業体の中でも最も古い時代に創設した歴史があります。その後、6次に及ぶ拡張を続けてきて、現在に至っております。施設関係につきましては、浄水場が5カ所、配水池11カ所、また地形的な条件から調整池など多くの施設を有しております。配水管の延長も約153キロメートルに及んでおりまして、松部浄水場につきましては昭和33年、佐野浄水場につきましては昭和44年建設と、かなり老築化したものが多く、配水管につきましては石綿セメント管が現時点で約17キロメートルを含めまして、かなりの経年管等が残されているところでございます。

水道施設につきましては、加入者の皆様の共有財産をお預かりしている立場でございますので、安定的な供給に資するために管理をしていく必要があるところでありますが、これらの将来的な課題に対しまして、経営面や施設面、全般にわたる分析を行いまして、施設整備計画を中長期に整備をいたしまして、計画的に大切な料金を使用した建設投資を行ってまいりたいというふうな目的で計上いたしました。

また、中身につきましては、内容が多いことから2カ年で計画しているところでございますが、初年度につきましては水需要の特性、経営状況など、現状を整理をいたしまして、施設全般にわたります分析評価、課題を抽出しようと考えております。また、引き続き平成21年度におきましては、施設の廃止統合も含めまして拡張更新計画等の計画案づくりを行い、また、それにあわせて経営計画、財政検討等も行いながら計画をまとめてまいりたいというふうと考えております。

また、業務の実施方法でございますが、水道施設につきましては企業経営、また土木建築設備等、総合力が必要でございますので、これらを行うために水道設計を専門とするコンサルタントに基本的には委託しようと考えております。

なお、実施に当たりましては、可能な部分につきましては、従来、市の水道は直営で施設の維持管理を進めてきておりますので、これらのノウハウを熟知している職員の力をできるだけ生かした形で計画づくりを進めたいと考えております。また、千葉県とも相談をしながら効果的に進めていけたらというふうと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午前11時5分まで休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 水道事業のほうからお願いしたいんですが、今お聞きすると、かなり全面的な分析ですね。2カ年継続の基本計画づくりだと、こういうことも伺いました。私、かつて水資源対策の会長やらせていただいたときに、古い話だが、平成5年かそこらで、同じ水道事業でも下水道事業についての検討を始めたらどうかということの中で、たしか境港のほうまで市長もそのときは同道した記憶があるんですが、行っているいろいろ下水道事業についての視察を行いました。

それを受けて、当時の建設課に下水道係が設置されて、そこで集中的に調査研究が行われ、勝浦市における下水道事業がいかにあるべきか、実現可能なのかどうかまで含めて、いろいろと手法として検討され、結局、最終的には一番大きな要因として財源問題がネックになって、現時点では実現不可能だという結果になったのではないかというふうに記憶しています。

私は、せっかく係までつくって、それがそのままお蔵入りかということをかねがね思っていたのですが、その公共下水道なんていうようなことはもちろん絵に描いた餅に勝浦市の場合なっちゃうわけで、そうではなくて、勝浦市に合った下水道については、今、合併浄化槽の補助金制度のみが毎年予算計上されてきている。しかも、それは中身が新築・新設の場合は補助率が非常に高いけれども、単独浄化槽から合併浄化槽に変えるものについては、新設よりもぐーんと補助金の率が低いとか、あるいは不景気の中で新築する、改築する事業所なり、あるいは一般家屋が少なくなってきている関係からか、一般会計で前年対比で見させてもらうと、実績としてはかなり低目になってきているのが現実だと。でも、これから世界的な規模でも国の規模でも、地域でももちろん、市長もEM菌その他によって環境問題はかなり力を入れているというふうに私は認識しておりますが、結局、農村集落排水とか、あるいは地域でも小規模集落排水の手法とか、あるいは合併浄化槽とか組み合わせながらやっていくという、せっかくあれだけ一定の額、かなりの額つぎ込んで調査研究が行われたものをそのままお蔵入りという手はないという意味で、今までつくってもそれが生きてこなかったというさっきの発言になったわけですけど、そういうことも含めて、今後、財政的に困難であればあるほど、そういうものを生かしながら、本当に勝浦市の環境をどう守っていくかという点でやっていく必要があるんだと。

そういう点で、上水道の基本計画に戻りますが、例えば、今、答弁の中で、広域水道を買う率が多くなればなるほど、勝浦市の水道事業に対するマイナス影響は出ると。つまり、広域水道の受水の単価のほうが自前でつくった水の生産原価よりも高く、給水単価のほうが安いんだという現象があるということなんですね。しからば、自前の施設でつくっている施設が今、老朽化しているというが、これがもしちょっとした小破修繕で修復不可能な大規模な欠陥が施設に起こったときにどうなるのかという問題もある。その場合には、高いといっても広域水道からの受水をふやす以外にない。受水がストレートにふやしてもらえるのかどうかという問題もあるという点が1つありますね。だから、二本立てというのは、ある意味、そういうことを予測すれば正解かなというふうに考えられる。

もう一方で、高い水を何であえて買うんだと。自前の水をもっと多くつくればいいじゃないか。しかし、先ほどの答弁のように老朽化した諸施設を改良改善しなきゃいけない。その場合に、それにかかる莫大な経費、費用、財源を見た場合に、短期的に見ると、長期的に見た場合に、いずれ、それを改善しなければならぬから、それがコストにどうはね返ってくるか。そうだったら、手つかずの、ただ受水して、それを供給して、飲む水がくるわけですから、単価的に若干高くても、それを供給したほうが経営的にも、あるいは利用者にとってもプラスになるんだとか、いろんなことが考えられると思うんです。それらも含めて、今回の2カ年継続の基本計画作成事業になっているのか、そういうことも含めて、当然、検討がなされていくんだろうと思いますが、その点について、もう一度お聞きしておきたい。

それは担当課でいいのですが、もう一つは管理者である市長に対してお聞きしたいのは、上水道、下水道を問わず、さっき言ったように、勝浦市の水政策にとっても上水・下水問わず、かなり重

大問題ですから、かつて建設課にプロジェクトをチームをつかって二、三年にわたって検討したように、水道課単独でのスタッフではやり切れない部分もあるから、ほかの課の応援もおおぐ的なニュアンスもあったわけですが、一定のプロジェクトなり、班なり、そういうものを立ち上げながら、増員しろとは言いませんけれども、とにかくそういうことで鋭意努力していただく内容的な深さがあり、重さがあるというふうには私は思うのだが、その点について水道事業管理者としての見解を求めたいというふうに思います。

後期高齢者医療制度の関係ですが、75歳以上の世帯が国保から何世帯そちらへ移行するのか、あるいは社保からそっちへ何世帯移行するかという点、だって、普通徴収は市町村にゆだねられるわけでしょう。そうしたら、普通徴収の数が把握されてなければ、それは徴収不可能ですよ。そういうことからすれば、逆に言えば、社保は別としても、退職者国保も含めて、今まで国保であった75歳以上の把握ぐらひは当然やっておくべきだし、やってあるんじゃないですか。その点、どういうふうに考えているのか、もう一度、答弁をいただきたいと思うわけでありませう。

勝浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画の中にも、これは老人保健制度対象者を除くレセプト分析でのデータなんだけれども、いろいろ年代別に分けたデータも出されているし、資料的には持っているはずですから、そういう点で全体把握の中でどうなのか。移行する人たちの所得が那边にあるのかという点も、普通徴収をかける上からいっても、一つの重要な参考資料になるというふうに、さっきの保険証交付の関係だって、滞納者の所得がどこにあるのか、どの程度のランクにあるのかということもつかまなくて、それぞれの個人個人の事情を十分斟酌しながらといたって、それはできないじゃないですか。今、そうは言ったってやってない、わからないと言うなら、至急やってもらおうという方向で答弁がいただけるのか、そういう点について伺っていただきたいと思ひます。

介護保険での関連する認定対象者、さっきの数字いただきましたが、21人の申請者があつたと。うち18人が控除対象になつて障害者控除を申告の中でやられた、こういうことなんですけど、市が言う65歳以上で要介護認定を受けている方の障害者控除対象者の認定というのは、さっきの説明では広報でそれをお知らせしたと。私も広報で承知しているんですが、そのほかには具体的に対象者と思われる人に対して、こういう文書などは送りつけていなかったのかどうか、その点についてお聞きしておきたい。送りつけていなかったとすれば、平成20年度以降、市長の認定の問題ですから結果は別として、とにかく対象と思われるところに、もっと広くこの制度を普及すべきだし、これが普及すればするほど税収が減ることが結果としてあるかもしれないけども、そんなけちなことを言わずに、今の大変きつい世の中で、せめて障害者が少しでも税の軽減が行われるような、そういう温かい市政も必要だろうというふうに思ひます。その点についての答弁をお願いします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。水道事業におきます南房総広域水道企業団との水の分担方法につきましてはありますが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、将来の分担のあり方につきましては、現段階ではさまざまな選択肢が考えられるところでございます。

施設の更新を図る、また、一部を廃止して縮小する、あるいは、コンパクトに統合する等々、さまざまな方法があるかと思ひます。また、一部の構成団体では老朽化した浄水場を廃止しまして、広域受水に切りかえたという事例もござひます。ただ、勝浦市は拡張を続けており、適切

な水道施設体系を持っておりますので、その面からも財政も含めまして、長期的な展望の中で方向性を出していきたいというふうに考えております。

ご質問の、こういうことも含めて検討かということにつきましては、この辺も含めた検討をしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 水の問題は、今、世界的にも水資源の確保のためにも抗争が起きているという状況でありますし、日本においても、少なからず、近い将来には水資源の確保ということが自治体の大きな問題になってくるだろうというのが私の考え方であり、これだけの小さなまちであっても、水資源の確保ということは一番大事に考えていかなければいけない。そういう観点から、今回の計画を策定するに当たって、ありきたりの今までのような計画づくりであっては困ると。私たちが既に水道事業として職員が従事してきた大きなノウハウを持っている。それを活用しながら、あるいはそれを提供しながら、委託した業者とともに協議しながら作成するようにと。ですから、この勝浦の現状の水道をいかにということを基本に考えてつくり上げていかなければいけないので、業者任せで作成するのではなくて、その過程においても、今までにない、本当に自分たちの経験を生かしながら、それをぶつけながら協議してつくるべきものだと、そういうことを強く原課に要請してあります。

そして、水の将来については、広域があり、地元の水道がありということでもありますけれども、私も現在の問題で言えば、コスト的に言えば広域は高いということになります。したがって、広域の水を減らしていこうということで、今回も南房総広域水道企業団に対しては受水の減量申し込みをしたわけですが、これは総体のバランスの問題で増を申請してくるところがないと受け入れられないというようなことでありますので、これは毎年申請していくということで考えております。

そのように、今、私たちは苦勞なく水を使っていますが、将来、この地域においても非常に難しい問題になるだろうということを前提として今回の基本計画作成に当たっても、原課の蓄えた資料を提出しながら、また、職員と協議しながらつくり上げていく、そういうふうに考えております。

下水問題を申し上げなかったようですが、下水道については漁港を控えてのまちとしては、そうであったかと思うんですね。下水の問題はどうしても海に関連して考えいかなきゃいけない。しかしながら、今、私たちができる範囲のことを考えれば、合併浄化槽で対処せざるを得ない。そういうことを考えて、単独から切りかえる場合の補助金のあり方については、検討していかなければいけないだろう、そう思います。それと同時に、既存の住宅街での合併浄化槽を埋め込むのに、それだけのスペースがないお宅がかなりあるだろうと。ですから、そういうことも考慮に入れて考えていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、後期高齢者の関係につきましてお答えいたします。世帯数につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、把握していないのが実情でございます。しかし、議員ご指摘のとおり、軽減措置の関係、また先ほど申しました資格証明証等の発行等に当たっても、世帯というものの把握が必要であることにつきましては、ご指摘のとおりでございます。

ただし、被保険者数の関係で、当初予算には3,722名という形で被保険者数を見込んでおりました。保険料の徴収に当たりましては国の示しました特別徴収が8割、普通徴収2割ということで予算のほうも計上いたしておりますが、つい最近の税務課のほうの調査によりますと、3,693名が被保険者数として上がってまいりました。そのうち特別徴収が2,562名、割合にいたしまして69.4%でございます。普通徴収につきましては1,131名、割合にいたしまして30.6%ということでございますので、国が見込んでおりました特別徴収8割、普通徴収2割は勝浦市におきましては7対3というような形で乖離が生じております。

これにつきましては、当然、勝浦市だけの問題ではないと思っておりますので、今後、後期高齢者医療の所管は広域連合という形になっておりますので、広域連合等と情報等を連絡調整し合って、その辺の対応につきましてははしていきたいということで今のところ考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） それでは、控除の関係でございますが、議員ご承知のとおり、昨年9月の一般質問の中で住民の負担軽減ということで児安議員から提起されて、それを受け、その後、この実施を行ったという経緯がございます。その間、本年の申請に間に合わせるという趣旨で周知をまず優先すべきだろうということで11月の広報紙で周知を行ったところであります。もちろん、その間、制度をきちっと行わなければならないということで内部調整をしてきたところでございます。そういう状況の中で、文書という形態はとっておりませんが、広報で周知を努めたということでございました。

それと平成20年度以降の対応ということでございますが、本制度につきましては、今後はなお一層の普及あるいは周知に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありますか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 文書によるものはないということだが、このお問い合わせ先、申請受付認定は福祉課福祉係、内線2146、税に関することは税務課課税係、内線2154という文書が発出されているんじゃないですか。これはただつくただけで、だれにも渡してないということなのか。

今、市長の答弁があったが、私の趣旨としては下水道事業のときと同じように、それもこの際含めてでもいいけれども、含めなくてもいいんですが、この基本計画を2カ年計画で立てると。市長もこれは世界的、地球的規模で水の問題は将来的に本当に深刻な問題になる。地球環境問題も含めてなるということだと思っておりますが、下水道事業をやるときに建設課にこういう一定のチームを立ち上げたじゃないか、そういうところまでイメージしてないのか。職員が十分ノウハウを提供して、もし委託をすれば、専門的なコンサルタントと作成の段階で、内容的に、編集の上でも職員もかんでいくと。そういう意味だと思っておりますが、それならもう一歩足を踏み出して、そういうチームをつくっていくべきではないかというふうに思うんですが、この点について、最後伺います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） お答え申し上げます。先ほどの文書というような、私は個々の文書ということで勘違いしておりました、申しわけございませんでした。基本的に回覧という形で65歳以上で要介護認定を受けている方の障害者控除対象者認定を始めますという文書を福祉課と税務課の連名で周知しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 原課の職員は、自分たちの仕事で追われて、この仕事をやればこうだ、それから得た知識の蓄積はかなり持っている。しかし、今現在、大きな流れとして、水の問題で世界はどの方向に行っているんだということも認識しないと、この水問題は環境問題を含めて、一番大変なことになるという強い認識を私は持ったわけです。したがって、それを一つの課だけでやるということは間違っただけではない、独断になってはいけないというおそれを持っておりますし、でき得る限り、多くの識者の意見も聞くことも必要だし、各課の参考となるような事例も提出していただければならないというふうに考えて、その構成については、今後、具体的に考えていきたいと、そう思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、各会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号ないし議案第33号、以上6件につきましては、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本案の6件につきましては、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、伊丹富夫議員、岩瀬洋男議員、忍足邦昭議員、刈込欣一議員、高橋秀男議員、土屋 元議員、根本 讓議員、丸 昭議員、水野正美議員、以上9名の議員を指名いたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明3月12日から23日までの12日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、3月12日から23日までの12日間は休会することに決しました。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

3月24日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

散 会

○議長（末吉定夫君）

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時34分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第28号～議案第33号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件